

(別紙様式1)

## 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：大阪府

農業委員会名：摂津市

### I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

#### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	161
自給的農家数	113
販売農家数	48
主業農家数	-
準主業農家数	-
副業的農家数	-

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	-
女性	-
40代以下	-

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	0
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	0
農業参入法人	1
集落営農経営	0
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	35	13			48	
経営耕地面積	26	2	1	1	28	
遊休農地面積	0.7	0			0.7	
農地台帳面積	39.9	5.1	5.1		45	

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 令和 5 年 7 月 1 9 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	16	16
認定農業者	-	0
認定農業者に準ずる者	-	0
女性	-	1
40代以下	-	0
中立委員	-	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	0		

\*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		45ha	0.66ha
課 題	<p>農業従事者の減少・高齢化等による遊休農地の増加が農地の有効利用を図る上での課題である。市街化調整区域の鳥飼八町地区農地においても、高齢者や入作者を中心に貸し付け希望者が増えており、利用権設定など集積を図る必要がある。</p> <p>また、(財)大阪府みどり公社が実施する中間管理事業では、鳥飼八町の農地の借入れを希望する者が計15名公表されており、この事業も活用しながら集積を進めなければならない。</p> <p>また、近年、企業等の農業参入が活発化しており、農地の改良も含めた集約化による企業誘致を進める必要がある。</p>		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	1ha	(うち新規集積面積	0.34ha)
		<p>目標設定の考え方:みどり公社中間管理事業の鳥飼八町農地の借り受け希望者の状況では、0.2~0.3ha程度の借り受け希望が多いため、2~3件程度の集積を図り、計1haの集積をめざす。</p> <p>また、近年、企業等の農業参入が活発化しているため、企業誘致についても府やみどり公社と連携しながら進める。</p>		
活動計画	<p>計画の設定に関する考え方・具体的な取り組み方法</p> <p>4月~3月 農地の利用権設定等貸借の推進 利用権設定については、市街化調整区域の担当農業委員が農地の所有者との対話を図りながら、高齢化等により農業の継続が困難な農家の農地の受け入れ先を探すなどし、農地の利用集積を図る。 また、市街化区域農地については特定(都市)農地貸付けや都市農地貸借円滑化法を活用しながら担い手への利用集積を進める。</p> <p>4月~3月 農地中間管理機構との連携 市街化調整区域の鳥飼八町で利用できる農地中間管理事業について、所有者に対する制度周知を市と共に行う。</p> <p>4月~3月 都市農地(市街化農地)の貸借の促進 都市農地の生産緑地など都市農地の貸借についても、借り手と貸し手のマッチングを積極的に進めていく。</p> <p>4月~3月 農業参入企業の誘致活動の推進 府主催の農業参入企業セミナーなどを活用し、参入を検討する企業がある場合は、貸し手とのマッチングや集積について府と連携して推進する。</p>			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入

### Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

#### 1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	0経営体	0経営体	2経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	0ha	0ha	0.32ha
課題	農地の遊休化を防ぐため、産地づくりなどによる農地利用の最適化に努めながら、担い手の新規参入を進める必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	0.2ha
活動計画	<p>4月～3月 農業NPO等の新規参入を促進する 鳥飼八町地区内の農家が新規参入者育成のための活動を農業NPOや市内福祉作業所と協働で進めている。新規参入者を迎え入れるため、地域での理解を促進し、借り手と貸し手のマッチングを進める。</p> <p>4月～3月 生産緑地への新規参入を促進する 法改正により生産緑地地区の農地借り入れが可能となり、昨年は1件の実績があった。今年度も、制度利用を進め、借り手と貸し手のマッチングを進める。</p>		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	45ha	0.65ha	1%
課 題	全国的に高齢化と担い手不足で休耕地が増える傾向にある。日頃から管内農地の耕作状況と農地所有者の状況の把握が必要である。 また、現在、1経営体の所有農地が遊休化しており、一刻も早い解消が課題である。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入  
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 0.65 ha			
	目標設定の考え方: 現在遊休化している農地を解消し、新たな遊休農地を生まない取り組みを行う。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		16 人	5月～9月	10月～11月
	調査方法	農業委員担当地区の日常パトロール及び一斉パトロール。休耕など利用状況に変化が生じた場合は、10月に所有者に事情の聞き取りを行い、取りまとめる。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月～12月	12月～1月	
その他	4月～3月 農地所有者の状況把握とその情報の引継ぎ 市内在住の休耕地の所有者に対しては、地区担当の農業委員が聞き取り調査を実施し、都市農地の貸借や利用権設定などで解決の方法について所有者と検討する。			

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入  
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない  
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	47.0ha	0.1ha
課 題	府許可の必要な調整区域内農地において、違反転用とその周辺農地へ著しく影響を与えている不法投棄が発生した。府と共に対応中し、早急に原状復帰させなければならない。 市街化区域については、転用の届出がなされず転用された農地に対し事後の転用届出が見受けられる。違反転用後、何十年も経過しているケースが多く、その面積把握が難しい。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入  
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の活動計画

活 動 計 画	4月～3月 現在発生している違反転用について、府担当課と連携し、所有者や関係者に毅然と粘り強く対峙し、早期の原状復帰に向けた取り組みを実施する。 また、新たな違反転用の発生を防ぐために、農業委員による担当地区の日常パトロールによる通年の農地監視を強化する。発見の際には、所有者及び農業委員会事務局への連絡を行い、工事の一時停止等の対応を速やかに行う。
---------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入